

(社) 水産土木建設技術センター 常勤役員報酬規程 (内規)

(総 則)

第1条 社団法人水産土木建設技術センター定款第18条第2項の規定に基づき、総会の議決を経て報酬を支払うことが承認された常勤理事に対する報酬に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬額は、年俸とする。

(報酬の支給方法)

第3条 常勤役員の報酬は、年俸額の12分の1を、職員給与規程第18条第1項の規定に準じて支給する。

(年 俸 額)

第4条 常勤役員の年俸額は次のとおりとするが、センターの収支状況等に応じて、理事長は総会で承認された役員報酬額の総額の範囲内において増減することができる。

理事長	1, 400万円
専務理事	1, 200万円
常務理事 (長崎支所長)	700万円
常勤理事 (松江支所長)	700万円

2 新たに常勤役員となった者には、その月から支給する。

3 常勤役員が離職または死亡したときは、その月まで支給する。

(施行細則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

(社) 水産土木建設技術センター常勤役員退職慰労金算定基準

(総則)

1 社団法人水産土木建設技術センターの常勤役員に対する退職慰労金の算定に関しては、この基準によるものとする。

(退職慰労金の支給者)

2 この基準による退職慰労金は、役員が退職した場合はその者に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。

(退職慰労金の算定方法)

3 退職慰労金の額は、退職日における役員の年俸の $\frac{1}{2}$ の額に、その者の年齢毎の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 61才の誕生日までの勤続期間1ヶ月につき100分の15.0

(2) 61才の誕生日の翌月から66才の誕生日までの勤続期間1ヶ月につき100分の12.5

(3) 66才の誕生日の翌月から71才の誕生日までの勤続期間1ヶ月につき100分の10.0

(退職慰労金の支給制限)

4 退職慰労金は、71才の誕生日の翌月からの勤続期間については、支給しない。

(勤続期間の計算)

5 退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は役員として引き続いた在職期間による。

6 前項の在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

(遺族の範囲及び順位)

7 2の退職慰労金の支給を受ける遺族の範囲及び順位は、職員退職手当規定第8条の規定を準用する。

(災害補償)

8 役員が職務上負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の補償については、職員就業規

程第 35 条の規定を準用する。

(その他)

9 この基準に定めるもののほか、退職慰労金の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

10 この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。